

☆ 不適正な事務処理の事例紹介 ～その2～ ☆

前回に引き続き、今年度（上期）の定期監査で、指摘や注意とした不適正な事務処理のうち、全庁的に注意が必要な事例を紹介します。

1 業務の内容を示す書面が請書に添付されていない

【事例の概要】

- (1) 請負業務の契約において、業務の内容を示す書面（仕様書）が請書に添付されていなかった。
- (2) 前年度の監査で同様の事例で「注意」であったにもかかわらず、改善が認められなかった。

【発生原因】

- (1) 業務内容を示す仕様書は、契約の基本かつ重要事項にもかかわらず、担当者にその意識がなく、契約条項の確認・理解も不十分なまま、単に契約書のひな型に必要事項を記載し体裁を整えるのみの作業となってしまった。また、決裁途上においても、初歩的な確認がなされていなかったもの。
- (2) 前年度に立てた再発防止策が機能していなかった。

【事務処理のポイント】

- (1) 依然として誤りの多い事案の一つです。仕様書は、契約の中心となる重要な書面であることを認識しましょう。担当者が作成した契約書や請書は、担当者以外の他の職員が契約内容を確認し、仕様書等必要な書面の添付漏れがないかチェックしましょう。
- (2) 2年連続して発生した事案で、再発防止策が機能していれば、防げた事案といえます。再発防止策について、組織として取組の確認と徹底を図りましょう。

2 予定価格の不适当

【事例①】

概要

委託業務の変更契約に係る積算において、業者参考見積の内訳書に記載されていた「値引き額」を積算項目に計上して積算し、予定価格としていたもの。

発生原因

委託業務の積算において、業者から徴収した参考見積の費用積算内訳書の内容等を検討せず、そのまま移記していた。

【事例②】

概要

前年度と業務内容に変更がないとして、取引の実例価格等に応じた積算を行わず、前年度の契約額をもって積算額とし予定価格を設定していたもの。

発生原因

前年度と業務内容に変更がないことから、安易に前年度の契約額を積算額としていた。

【事例③】

概要

委託業務の積算を、根拠の不明確な調整率を用いて調整し、予定価格を設定していたもの。

発生原因

予定価格を予算額に合わせるため、根拠の不明確な調整率を用いて積算を調整していた。

【事務処理のポイント】

予定価格は、契約相手方や契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであることから、積算は慎重かつ十分な検討が必要です。

積算価格は市場価格を踏まえつつ、適切な積算根拠を用いて積算するとともに、安易な歩切によらず積算価格に基づき、適正な予定価格を定めましょう。

私用車の公務上使用に関する不適切な手続き

【事例の概要】

私用車使用届出簿の内容や添付書類に、車検証有効期限切れや自賠責保険期間切れがあったにもかかわらず、新たな届出簿等の提出を求めずに、旅行命令（自家用車利用承認）を行っていた。

【発生原因】

私用車使用届出簿の内容確認が不十分であった。

【事務処理のポイント】

- (1) 車検や自賠責保険が失効した私用車による公務上の事故が発生した場合、被害者への補償・救済が十分に行えないほか、加害者（職員）や県にも経済面や社会的信用面などで大きな影響が生じます。
- (2) 私用車の旅行命令を行う場合は、その都度、事前に届出簿の内容を確認しましょう。（本事例は、複数の公所で発生しています。）

【監査委員事務局から】

- (1) 今年度の定期監査では、令和6年度における内部統制の自己点検を踏まえ、再発防止策を講じていたにもかかわらず、監査において再び同様の不適正な事務処理が確認されたものがありました。
- (2) 再発防止策が適切に取り組まれているか適時確認するとともに、必要に応じて対策を見直すなど、再発防止策の取組の徹底を図りましょう。

☆ 令和6年度の歳入歳出決算審査意見書等について ☆

令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査意見書を次のとおり公表しています。

(県ホームページ)「監査委員事務局」－「決算審査等」－「令和6年度決算の審査」
<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/kessan/1090156.html>

一般会計決算の意見では、

- (1) 職員能力の発揮や人材育成・確保の観点からの「ハラスメント行為の抑止」、
 - (2) 重要な情報を周知する際の「デスクネットインフォメーションによる通知の留意点」
- について、特に意見を付しています。

☆ 経済性、効率性、有効性の観点での監査の実施について ☆

令和2年度に施行された改正地方自治法による「監査機能の強化」の一環として、定期監査で、合规性（法令に適合しているか）、正確性の観点のほか、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の観点で、監査（3E監査）を実施しています。

【3E監査】の着眼点

経済性（Economy）

事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか

効率性（Efficiency）

業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか

有効性（Effectiveness）

事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか

今年度は、いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランの事務事業などを対象に、3E監査を実施しています。

行政経営の向上につなげていくため、監査を通じて事務事業の改善点などについて、意見交換等を行っていますので、ご協力をお願いします。